

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. The Bears Japan 株式会社（以下「当社」といいます）は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします、尚、この約款の定めのない事項については、第36条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

1. 借受人はレンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます）を明示して予約の申込を行う事ができます。なお、マイクロバスについては、運行区間又は行き先、利用者人数及び使用目的も借受条件として明示して予約の申込を行うものとします。
2. 当社は、借受人から予約の無仕込みがあった時は、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に定める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとする時は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取り消し等）

1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消す事ができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます）の締結手続きに着手しなかった時は、予約が取り消されたものとします。
3. 第2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取り消し手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取り消し手数料の支払いがあった時は、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかった時は、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

1. 当社は貸渡契約の締結後、申し込みのあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことが

できない場合、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます）の貸渡を申し入れることができるものとします。

2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる場合、予約された車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消す事ができるものとします。
4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをする事ができない原因が、当社の責に帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取り消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。
5. 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由による時には第4条第4項の予約の取り消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、または貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます）において予約の申し込みをする事ができます。
2. 代行業者に対して前項の申し込みを行なった借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更または取り消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡し

第8条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第5条に定める借受条件を明示し、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡しする事ができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます）の運転免許証の提

示を求めるほか、その写しの提出を求める事があります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとしします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通教区長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2、（10）及び（11）のことをいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しを取ることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯番号の等の告知を求めます。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払い方法を指定する事があります。
7. 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとしします。但し同一期間に限り料金を支払うことで再契約ができるものとする。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとしします。
 - （1） 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
 - （2） 酒気を帯びていると認められるとき。
 - （3） 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。
 - （4） チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
 - （5） 暴力団も若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織属している者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶する事ができるものとしします。
 - （1） 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - （2） 過去の貸渡において、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - （3） 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる行為があったとき。
 - （4） 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡を含みます）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。

- (5) 過去の貸渡において、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
 - (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
 - (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - (9) その他、当社が適当でないと認めたとき。
3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取り消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済みの予約申込金は貸渡料金の一部に充当させるものとします。
2. 前項の引き渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。基本料金、オプション料金、燃料代、充電代、CDW（事故免責補償制度）、配車引取料、その他の料金。
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。
4. 貸渡料金については細則で定めるものとします。

第12条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

1. 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検会整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 当社は、道路運送車両法47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を

実施するものとします。

3. 借受人又は運転者は、第2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第15条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」と言います。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。但し、当社の認める場合はその限りではない。

- （1） 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- （2） レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- （3） レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- （4） レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
- （5） 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは協議に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (6) 法令又は公序良俗違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて傷害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取り扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し汚損すること。
- (10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

本条、第18条又は第23条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始する場合があります。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受満了時又は当社の指示するときまでに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出頭し、違反者として法律上の措置に従う事を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」と言います）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追求のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置を取ることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は受取人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」と言います）を請求するものとします。

この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引き取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」と言います）に登録する等の措置をとるものとします。
7. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」と言います）を申し受ける事ができるものとします。
8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録するなどの措置を取らず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
9. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払を受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。
10. 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還

第19条（返還責任）

- 1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を

賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還する事ができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条（借受時間変更時の貸渡料金）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受時間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条（返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受ける事なく所定の返還場所以外の場所にレンタカー返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

（返還場所変更違約料

＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用 x 300%）

第23条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明になる等の理由により不返還になったと認められる時は、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなった時は、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借

受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した時は、直ちに運転を中止し、事故に大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認める場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を延滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他その他の合意をする時は、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が搭載されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の記録をするものとします。
5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した時その他の被害を受けた時は、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに最寄りの警察に通報する事。
2. 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
3. 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類を延滞なく提出すること。

第27条（使用終了の意による貸渡契約の終了）

1. 使用中において、故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます）によりレンタカーが使用できなくなった時は、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引き取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存じた瑕疵による場合は、新たな貸渡契約をしたものとし、借受人は当社から代替えレンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替えレンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替えレンタカーの提供を受けない時は、貸渡契約は終了するものとします。なお、契約終了時に貸渡料金の返還は行わないものとします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合についても契約終了するものとします。当社は契約終了時に貸渡料金の返還は行わないものとします。

借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

前述の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条（保険及び補償）

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負う時は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

対人補償 1名につき無制限

対物補償 1事故につき無制限

車両補償 各車両の保険に基づき50万円～450万円

人身障害補償 1名につき5000万円

保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補

償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し毀損し、又はその他の損害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意または重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を補償することを要しないものとします。

当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った時は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第1項に定める損害保険特約の保険相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反した時、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなった時は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第31条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

1. 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可をうけた事業者として、貸渡契約締結時に、貸渡証作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーンの開催について、宣伝広告物の送付、メール送信等の方法により案内するため。

貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第32条（個人情報の登録及び利用の同意）

当社が借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供し、利用する目的は次のとおりです。但し、借受人又は運転者は当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることができます。

- （1）借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 1. 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 2. 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 3. 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第33条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条（代理貸渡し）

当社は、申込者の希望通り車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む）においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡することができるものとします。（これを「代理貸渡」といいます）。

事故・故障のトラブルがあった場合においては、自社の約款を適用する方が当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利である時は自社の約款を適用するものであること。

貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。

提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。

1. 代理貸渡をする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を提供するものとします。
2. 代理貸渡を行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式

の貸渡証によるものとします。

3. 代理貸渡をした場合において、当該貸渡をした車両について、故障その他のトラブルが発生した時は、当社は、自社保有のレンタカーを貸渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第35条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った時は、相手型に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条（邦文約款とその多言語による約款）

邦文約款とその多言語による約款の内容に相違がある時は、邦文約款によるものとします。

第38条（細則）

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第39条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は自家用自動車有償貸渡申請の許認可日から施行します。

以上

2025年6月30日